

6 対象事業の目的及び内容

6.1 事業の目的

小平・村山・大和衛生組合（以下「組合」という。）では、小平市、東大和市及び武藏村山市（以下「3市」という。）から発生する可燃ごみの焼却並びに不燃ごみ及び粗大ごみの破碎・選別を行っている。

現在の組合のごみ処理施設は、「粗大ごみ処理施設」及び「3号ごみ焼却施設」が稼働から40年以上、「4・5号ごみ焼却施設」が30年以上経過しており、25年から30年が一般的といわれているごみ処理施設の稼働年数を超えている状況である。

このような中、組合では、ごみ焼却施設の更新を視野に入れ、ソフト面では、廃棄物の減量施策や3市の資源化基準の統一、ハード面では、資源物を3市で共同処理する施設の新設と粗大ごみ処理施設の更新を内容とする「3市共同資源化事業基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定した。

基本構想に基づいて、ペットボトル及びその他プラスチック製容器包装を3市で共同処理する「資源物中間処理施設」は令和元年（2019年）4月から稼働し、粗大ごみ処理施設に代わる「（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設」については整備工事に着手しているところである。

ごみ焼却施設に関しては、公衆衛生の向上、二次公害の防止という従来のごみ焼却施設に求められる機能に加えて、熱エネルギーの回収による循環型社会形成への貢献や低炭素社会実現への寄与、更に、災害発生時に対する強靭性の確保、防災拠点としての役割など、多様化、重層化しており、こうした時代の要請に応じた施設とする必要性も高まっている。

本事業は、基本構想に基づくごみの発生抑制、ごみの資源化施策を踏まえたうえで、3市のごみを適正かつ安全に処理するとともに、ごみ焼却施設に求められる多様化、重層化した機能・役割を担う施設として「（仮称）新ごみ焼却施設」を整備するものである。

6.2 事業の内容

6.2.1 位置及び区域

対象事業実施区域の位置は、図6.2-1及び図6.2-2に、対象事業の区域（以下「計画地」という。）は図6.2-3に示すとおりである。

計画地は、小平市中島町に位置しており、敷地面積約19,800m²の区域である。



凡例

- : 計画地
- : 鉄道
- +++++ : モノレール
- : 主要地方道
- : 一般都道
- - - : 市界

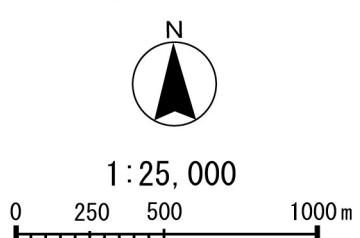


図 6.2-1 対象事業の位置



凡例

: 計画地



1:10,000

0 250 500m

図 6.2-2
計画地周辺の航空写真



凡例

: 計画地

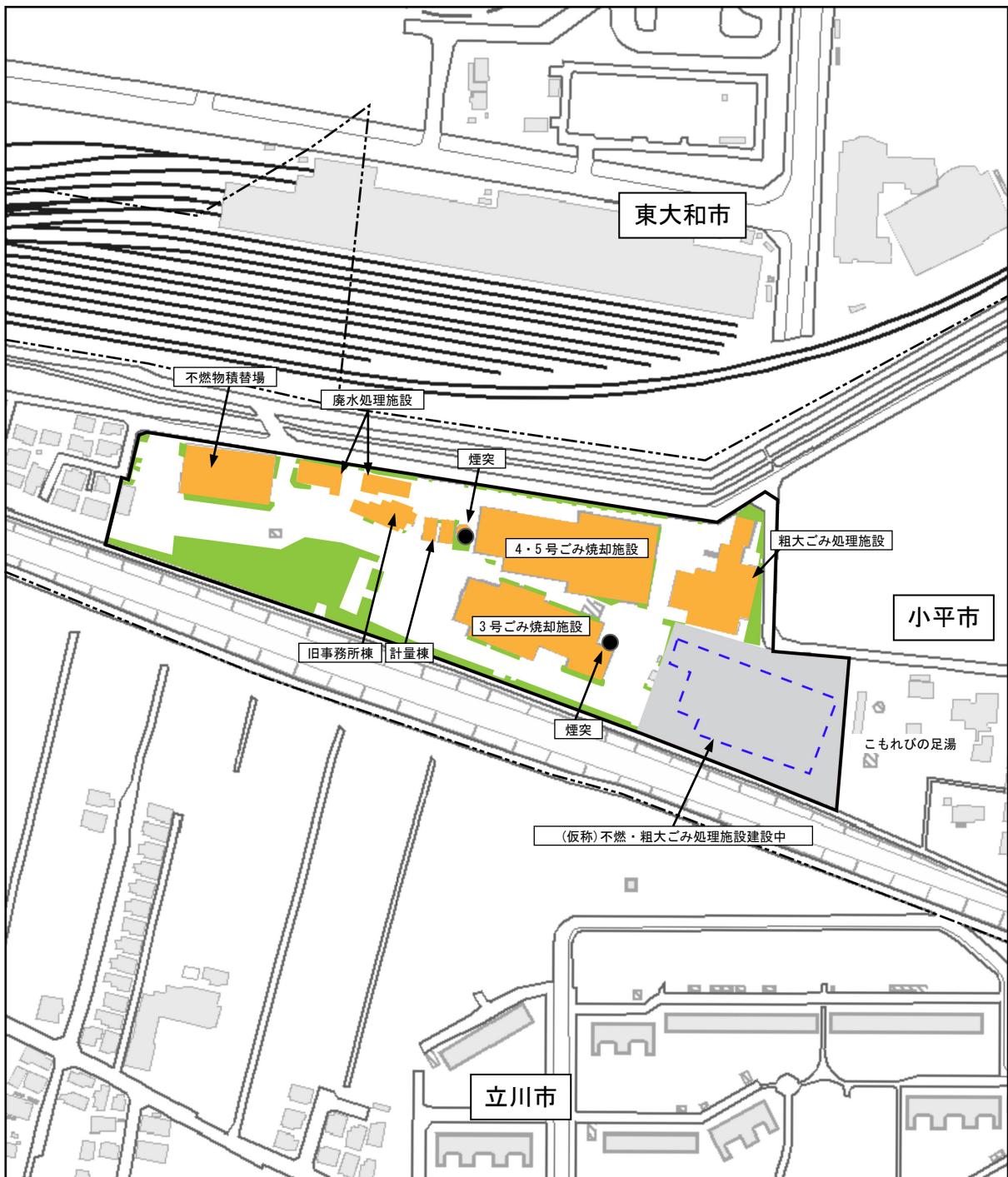
--- : 市界



1:5,000

0 50 100 200m

図 6.2-3 対象事業の区域



凡例

- : 計画地
- : 市界
- : 既存施設
- : (仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設
- : 関連施設 ((仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設) 用地
- : 緑地

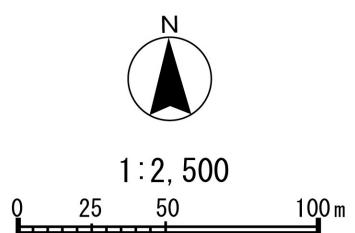


図 6.2-4 既存施設の配置図

注 1) (仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設は、本事業とは別事業であるが、関連施設として扱うものとする。



凡例

- : 計画地
- : 市界
- : 建設予定施設
- : (仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設
- : 関連施設 ((仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設) 用地
- : 緑地
- : 連絡通路

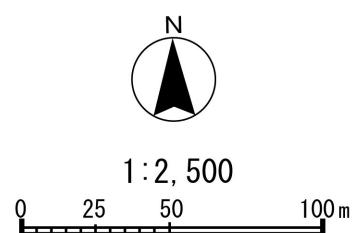


図 6.2-5 新施設及び関連施設の配置図

注 1) (仮称)不燃・粗大ごみ処理施設は、本事業とは別事業であるが、関連施設として扱うものとする。

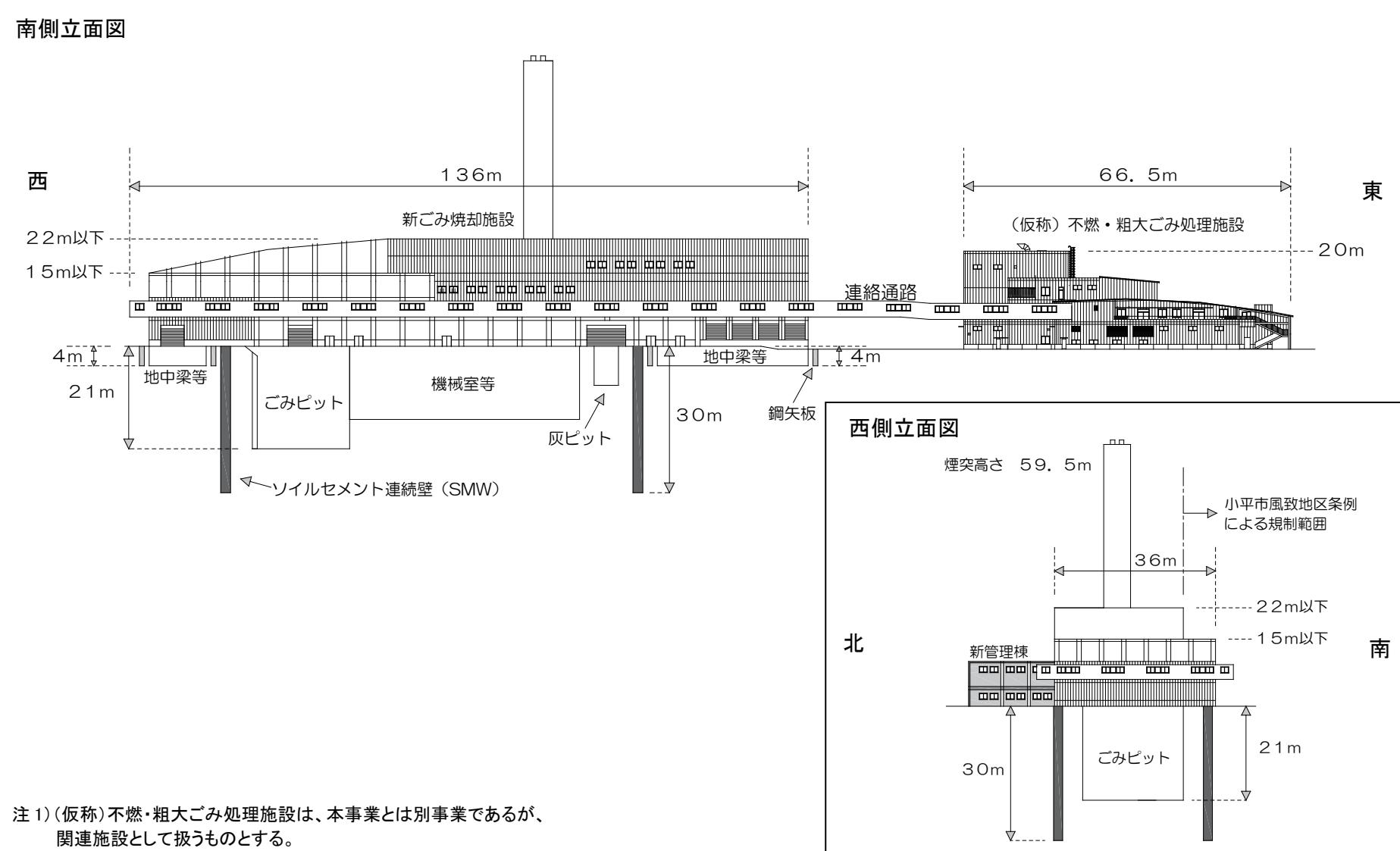
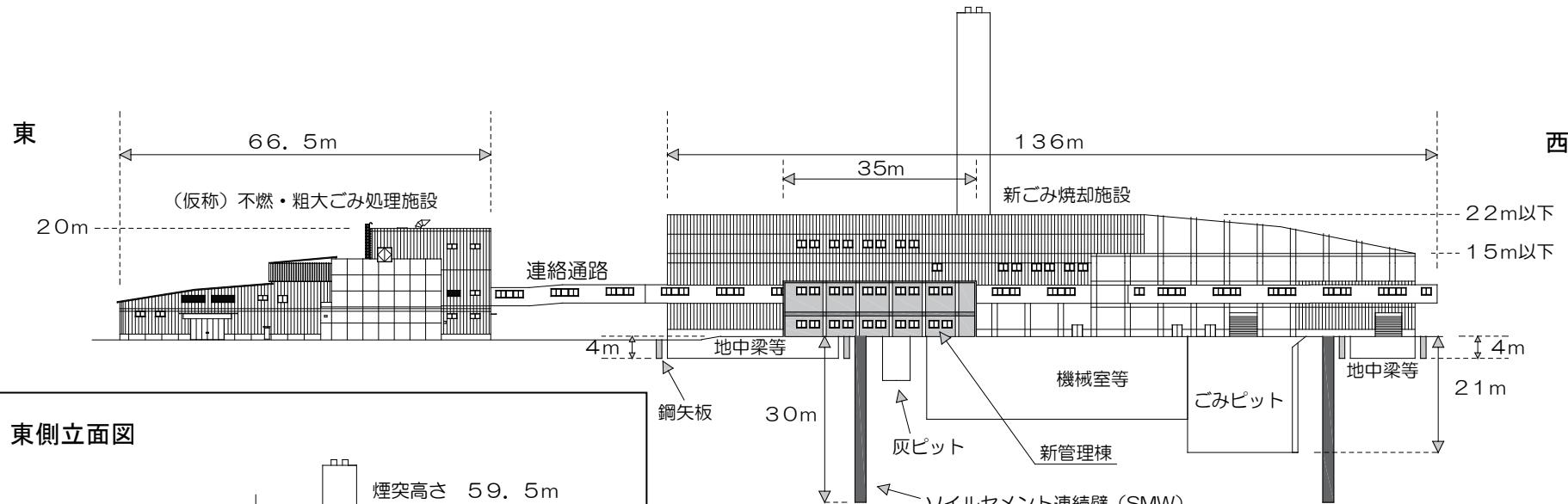


図 6.2-6(1) 新施設及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の立面図（南側、西側立面図）

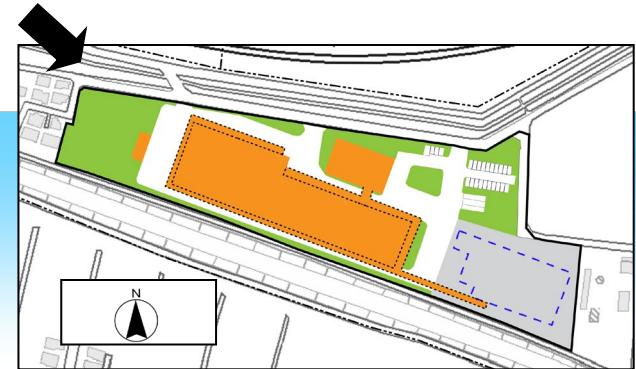
北側立面図



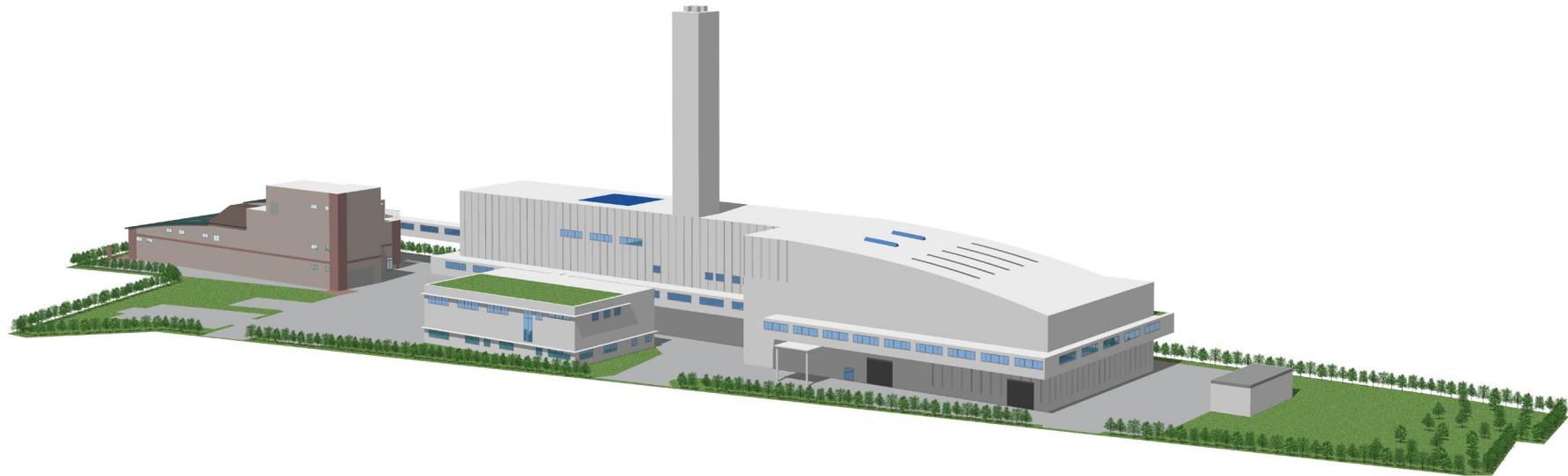
注1) (仮称)不燃・粗大ごみ処理施設は、本事業とは別事業であるが、関連施設として扱うものとする。

図 6.2-6(2) 新施設及び(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の立面図(北側、東側立面図)

完成予想図の視点方向



27



注 1) 図は計画段階のイメージである。実際とは異なる場合がある。

図 6.2-7 完成予想図(北西側)

ごみ搬入(可燃ごみ、不燃・粗大ごみ破碎残さ)

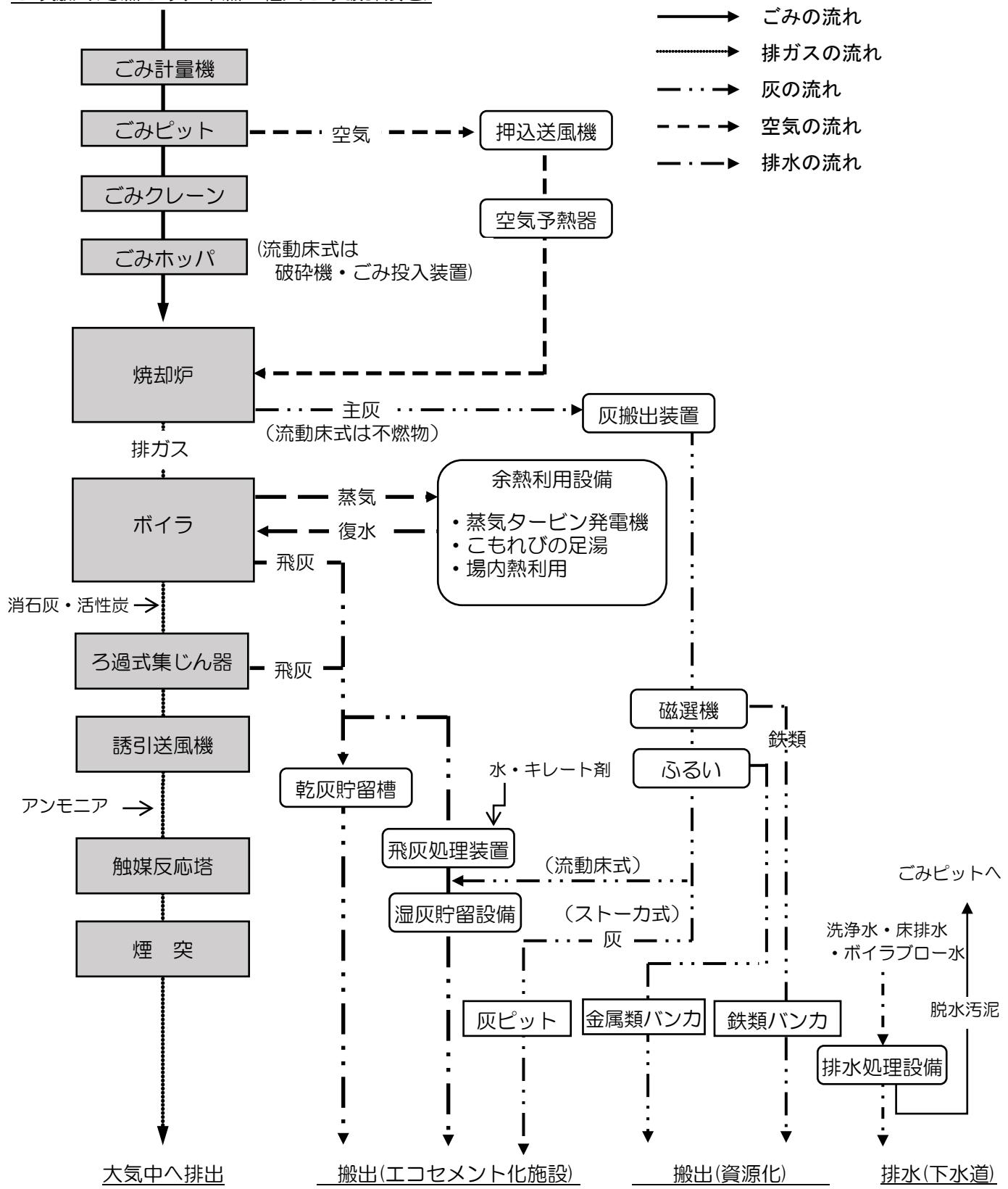
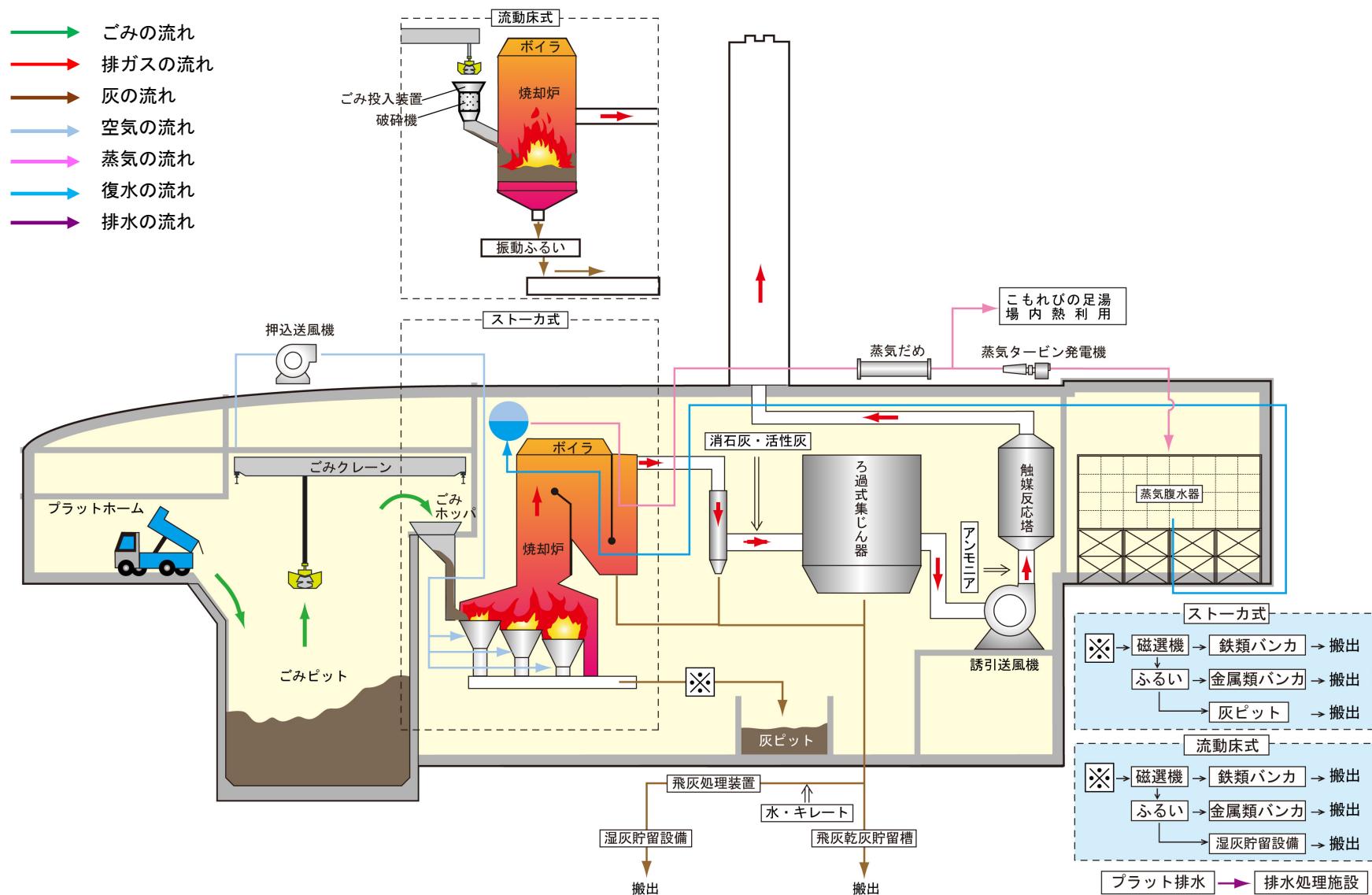


図 6.2-8 新施設の処理フロー



イ 平面・断面計画及び設備計画

- ・「東京都建築物環境配慮指針」に基づき、建築物の断熱性能の向上を図り、熱負荷の低減に努めることとする。また、屋上を活用した太陽光発電パネルの設置及びトップライト等による自然光の取り入れなどにより、自然エネルギーの活用に努めるここととする。
- ・本施設に設置する各機器は、可能な限り省電力型のものを採用して電力消費を最小限とし、併せて資源の適正利用など省資源・省エネルギーに配慮することとする。
- ・建物内外装に使用する塗料は、「東京都低 VOC 対策ガイド」に基づき、可能な限り低 VOC 塗料を使用する。
- ・ごみの受入や処理、搬出作業はすべて建物内で行い、建物内の気密性を保ち、外部への影響を防止するよう計画する。
- ・給水は、生活用水は上水、プラント設備用水は井水^{*}とする。また、建物屋上の雨水は、約 50m³ の再利用槽に貯留し、プラント用水及び植栽灌水等に利用する。

※井水：計画地内の深さおよそ 250m の既存井戸から汲み上げ、既存施設ではおよそ 500m³/日利用している。新施設においても利用する計画であるが、揚水量は、およそ 100m³/日の計画である。

6.3 施工計画及び供用計画

6.3.1 施工計画

(1) 工事工程の概要

工事工程の概要は表 6.3-1 に示すとおりである。

工事は令和 2 年度(2020 年度)に着手し、新施設の稼働は令和 7 年度(2025 年度)を予定している。その後、既存の 4・5 号ごみ焼却施設を解体し、その跡地に管理棟等を整備する予定である。

なお、工事期間中の作業時間は、原則として、午前 8 時から午後 6 時までとし、日曜、祝日は作業を行わない。

なお、3号ごみ焼却施設の解体については、地上部建物解体後に新施設の地下構造物構築のため地下部の掘削を行うことから地上部の建物解体とし、地下部の解体は新施設の建設における土工事として扱う。

解体に際しては、以下に示すとおり、関係法令等に基づき、周辺環境への影響防止、労働者の安全確保策等について十分留意する。

[焼却炉設備等解体工事]

焼却炉設備等の解体工事にあたっては、「労働安全衛生規則」及び「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成26年1月厚生労働省労働基準局長通達）に基づき、適切に施工するとともに、周辺環境に十分配慮する。また、「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」（平成14年11月東京都環境局）に基づき、解体工事期間中に敷地境界における大気の状況を確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。

解体前の事前調査により、PCB混入機器類が発見された場合は、解体工事に着手する前に撤去する。また、断熱材やパッキン等にアスベスト製品が使用されていることが判明した場合は、必要に応じ区画養生のうえ、湿潤化し手ばらし等により撤去する。

[建築物等解体工事]

解体の際には、必要に応じて周囲に防音パネルや粉じん防止用のシートを設けるとともに、散水するなど騒音や粉じん等の発生を防止する処置を講じる。

なお、アスベストについては、飛散のおそれのある吹付け材等として使用されていないことは確認済みであるが、建物内装材の一部に非飛散性アスベスト建材が使用されていることが確認されているため、「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」（平成29年12月、東京都環境局）等に基づき、適切に処理する。

ウ 新施設建設工事

(ア) 土工事

地下部分の掘削に先立ち、止水性に優れたSMW工法による山留壁※をGL約-30mまで貫入させ、遮水を行う。山留壁は切梁等により支持する。

※SMW工法による山留壁：SMWとは土とセメントスラリーを混合・攪拌し、地中に造成する壁の略称であり、ソイルセメント連続壁と呼ばれている。

新施設の地下構造計画に合わせて、バックホウ及びクラムシェル等を使用して既存施設の地下構造物の解体・撤去及び地下部の掘削を行う。

(イ) 建築・プラント工事

[建築工事]

掘削した地下部分にごみピット、地階等の鉄筋コンクリート構造体を構築する。

地上躯体・仕上工事は、クローラクレーン、タワークレーン等を用いて基礎・地下躯体工事が終了した部分から順次施工する。

なお、仕上工事の内外装の塗装は可能な限り低 VOC 塗料を使用する。

[プラント工事]

躯体工事を完了した部分より順次施工する。プラント設備の搬入はトラック等で行い、組立と据付はクローラクレーン等を用いて行う。

(ウ) 試運転

建築・プラント工事が完了後、新施設の性能・機能を確認するため、5ヶ月間の試運転を行う。試運転期間中に性能保証項目の確認試験を行い、要求する性能・機能を満足していることをもって新ごみ焼却施設の建設工事を完了し、稼働を開始する。

(エ) 管理棟・外構工事

新ごみ焼却施設の建設工事及び4・5号ごみ焼却施設の解体工事の完了後、4・5号ごみ焼却施設の解体跡地に管理棟を建設する。

併せて、構内道路、植栽、門・塀等の外構工事を行う。

(3) 工事用車両

工事用車両の主要な走行ルートは、図 6.3-1 に示すとおり、主に青梅街道、桜街道、東大和市道第 826 号線、小平市道第 A-1 号線（松の木通り）を利用することを予定している。ただし、東大和市道第 826 号線については、大型車両は通行しないものとする。

また、工事用車両については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「東京都環境確保条例」という。）の他、各県条例によるディーゼル車規制に適合するものとし、九都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定する低公害車を極力使用する。

なお、工事期間中の主な工事用車両（通勤車両を含む）の種類及び台数は、資料編 (p. 15 ~23 参照) に示すとおりである。

(4) 建設機械

建設機械については、最新の排出ガス対策型建設機械及び低騒音型・低振動型建設機械を極力使用する。

工種毎の主な建設機械の種類及び台数は、資料編 (p. 15~23 参照) に示すとおりである。



凡例

■ : 計画地

→ : 工事用車両の走行ルート(出方向)

← : 工事用車両の走行ルート(入方向)



1:25,000

0 250 500 1000m

図 6.3-1
工事用車両の主要走行ルート

注1) 「東大和市道第826号線」における大型車両は通行しないものとする。(破線で示したルート)

6.3.2 供用計画

(1) 廃棄物等運搬車両計画

ア 廃棄物等運搬車両

計画地に出入りする車両は、3市から発生する可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの搬出車両、回収した金属類等資源物の搬出車両、薬剤等の搬入車両及びエコセメント化施設への焼却灰（主灰・飛灰）の搬出車両等がある。

廃棄物等運搬車両は、表6.3-2及び写真6.3-1に示すとおりである。

表6.3-2 廃棄物等運搬車両

分類	車種	積載重量等	備考
行政回収車	パッカー車	2~4t	市民から排出された一般廃棄物を収集運搬する車両
	平ボディ車	1~2t	
許可収集車	パッカー車	2~4t	事業系一般廃棄物収集運搬許可業者が事業系一般廃棄物を収集運搬する車両
	平ボディ車	最大4t程度	
自己搬入車	平ボディ車 軽トラック	最大4t程度	市に事前に登録した自営業者が事業系一般廃棄物を自ら搬入する車両
臨時持込車	乗用車 平ボディ車 軽トラック	最大4t程度	市民が臨時に大量に出た一般廃棄物を自ら搬入する車両
メンテナンス車	平ボディ車	最大10t程度	—
ユーティリティ供給車	タンクローリー車 平ボディ車	10t程度	—
金属類搬出車	平ボディ車	最大10t程度	—
焼却残さ・飛灰処理物 ・処理前飛灰搬出車	ダンプ車 ジェットパッカー車	10t	—
破碎残さ運搬車	ダンプ車 パッカー車	10t	—



パッカー車



平ボディ車



タンクローリー車・ジェットパッカー車



ダンプ車

写真 6.3-1 廃棄物等運搬車両の外観

イ 搬出入日時

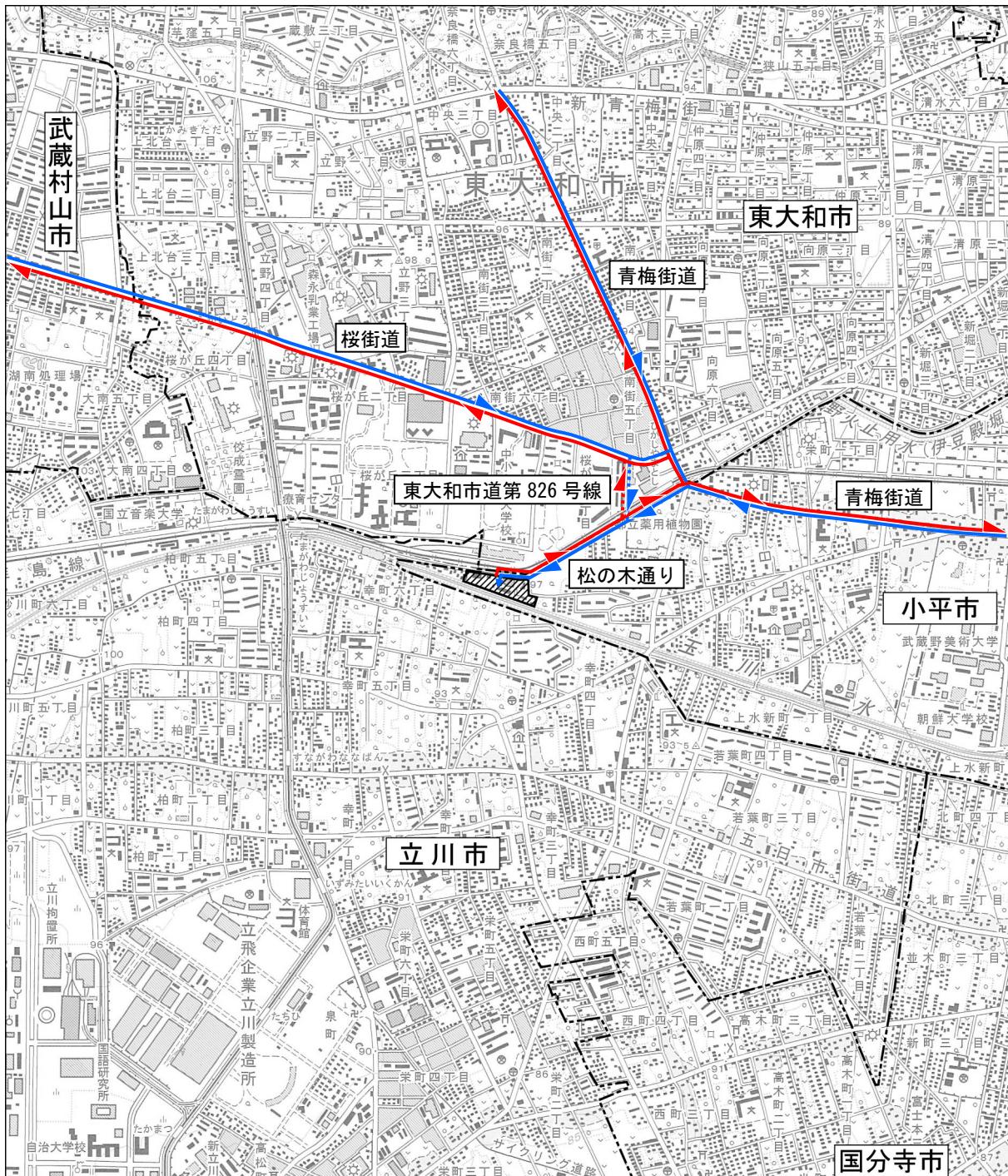
ごみ等の搬出入は、原則として月曜日から金曜日までの8時30分から17時までとする。

ウ 走行ルート

廃棄物等運搬車両の主な走行ルートは、図 6.3-2 に示すとおり、主に青梅街道、桜街道、東大和市道第 826 号線、小平市道第 A-1 号線（松の木通り）を利用する予定している。ただし、東大和市道第 826 号線については、積載重量が 10 t 程度の大型車両は通行しないものとする。

エ 廃棄物等運搬車両台数

新施設稼働後の可燃ごみの運搬車両台数は1日平均 137 台、不燃ごみ・粗大ごみの運搬車両台数は1日平均 60 台、灰・資源物等運搬車両台数は1日平均 10 台と見込んでいる。工事の実施中及び将来の時間帯別車両台数は、資料編（p. 91～102 参照）に示すところである。



凡例

- : 計画地
- : 廃棄物等運搬車両の走行ルート（出方向）
- ← : 廃棄物等運搬車両の走行ルート（入方向）



1:25,000
0 250 500 1000m

図 6.3-2
廃棄物等運搬車両の主要走行ルート

注1) 「東大和市道第826号線」における積載重量10t程度の大型車両は通行しないものとする。(破線で示したルート)

6.4 環境保全に関する計画等への配慮の内容

本事業に関連する計画には、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向かた実行プラン～」、「東京都環境基本計画」、「こだいら 21世紀構想－小平市第三次長期総合計画基本構想－」、「小平市第二次環境基本計画」等があり、これらの計画に基づいて環境へ配慮した事項は表 6.4-1 に示すとおりである。

表 6.4-1(1) 環境保全に関する計画等に配慮した事項

計画の名称	計画の内容	配慮事項
「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向かた実行プラン～」(平成 28 年 12 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○スマートエネルギー都市 <ul style="list-style-type: none"> ・LED 照明の普及などの省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入促進や水素社会実現に向けた取組の推進により、地球温暖化対策を積極的に進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・LED 照明など省エネルギー機器を積極的に導入する。 ・太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。 ・ごみの焼却により発生する熱は、ボイラ設備により回収し、発電に利用するとともに、場内及び近隣(こもれびの足湯)の余熱利用設備に供給する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○快適な都市環境の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・都市の熱環境を改善するとともに、多様な主体による暑さ対策の取組を社会に定着させる。 ・雨水や下水再生水の利用促進、河川や運河の水質の維持・改善を図り、快適な水環境の創出に取り組む。 ・PM2.5 や光化学オキシダント濃度の低減に向けて、揮発性有機化合物(VOC)など大気汚染物質の削減や周辺自治体との広域連携を進め、大気環境の更なる改善を進める。 ・資源ロスの削減、エコマテリアルの利用、廃棄物の循環利用を促進し、持続可能な資源利用を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地内は樹木、芝、多年草等により緑化する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上、ベランダの緑化を行う。 ・汚水処理設備は、凝集沈殿ろ過方式により、工場からの排水を下水道法及び小平市下水道条例による下水排除基準に適合するように処理し、公共下水道に排出する。 ・廃棄物等運搬車両は、低公害型車両の導入の推奨に努める。 ・排ガス処理設備として、ろ過式集じん器、触媒反応塔等の公害防止設備を設置する。大気物質の排出については、大気汚染防止法等の規制値より厳しい自己規制値を設定し、これを順守する。 ・焼却残さの鉄類及び金属類は、再資源化し、主灰、飛灰はエコセメント化する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな自然環境の創出・保全 <ul style="list-style-type: none"> ・公園整備や再開発により連続性・一体性をもつた質の高い緑を創出するとともに、森林・丘陵地や農地など貴重な緑を保全することで、自然豊かな都市環境を次世代に継承する。 ・都市空間における生物の生息・生育環境の確保や希少種の保全、環境学習を通じた普及啓発等により、多様な生き物と共生できる都市を実現する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地内は樹木、芝、多年草等により緑化する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上、ベランダの緑化を行う。 ・周辺建築物や街並み、主要な展望点からの景観に配慮した形態・色彩等とする。

表 6.4-1(4) 環境保全に関する計画等に配慮した事項

計画の名称	計画の内容	配慮事項
ヒートアイランド対策取組方針 (平成 15 年3月)	○東京都における率先行動 ・緑化対策 新築時・増築時の緑化、改修時の緑化 ・人工排熱等対策 排熱の少ない設備機器利用、外装の被覆対策、下水熱利用空調システムの導入、省エネ設計指針見直し検討	・計画地内は樹木、芝、多年草等により緑化する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上、ベランダの緑化を行う。
ヒートアイランド対策ガイドライン (平成 17 年7月)	○工場・倉庫における対策 ・屋根の高反射率化 ・屋上緑化 ・壁面緑化 ・敷地内の自然被覆化(保水性舗装、芝ブロック、保水性建材等) ・敷地内の樹木緑化 ・人工排熱(顕熱)の削減	
東京都資源循環・廃棄物処理計画(平成 28 年3月)	○エコマテリアルの利用と持続可能な調達の普及の促進 ・建設工事におけるエコマテリアルの利用促進 ○廃棄物の循環的利用の更なる促進(高度化・効率化) ・焼却灰のリサイクル促進 ・エネルギー利用の促進	・建設廃材等の廃棄物の減量及びリサイクルに努め、環境への負荷を最小限にする。 ・焼却残さの鉄類及び金属類は、再資源化し、主灰、飛灰はエコセメント化する。 ・ごみの焼却により発生する熱は、ボイラ設備により回収し、発電に利用するとともに、場内及び近隣(こもれびの足湯)の余熱利用設備に供給する。
東京都建設リサイクル推進計画 (平成 28 年4月)	○建設発生土を活用する ・建設発生土の活用 ・適正処理の確保 ・土壤汚染対策 ○廃棄物を建設資材に活用する ・一般廃棄物焼却灰	・建設廃材等の廃棄物の減量及びリサイクルに努め、環境への負荷を最小限にする。 ・建設発生土は、受入施設の基準に適合していることを確認した上で搬出する。 ・焼却残さの鉄類及び金属類は、再資源化し、主灰、飛灰はエコセメント化する。
東京地域公害防止計画(平成 24 年3月)	○東京湾の水質汚濁、横十間川のダイオキシン類汚染の防止 ・東京湾の COD に係る水質汚濁及び全窒素・全りんによる富栄養化の防止を図る。 ・横十間川のダイオキシン類による人の健康被害の防止を図る。	・排水処理設備は、凝集沈殿ろ過方式により、工場からの排水を下水道法及び小平市下水道条例による下水排除基準に適合するように処理し、公共下水道に排出する。
東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画(平成 25 年7月)	○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減 ・自動車単体対策の強化等 ・車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進 ・低公害車・低燃費車の普及拡大 ・エコドライブの普及促進	・廃棄物等運搬車両は、低公害型車両の導入の推奨に努める。 ・工事用車両及び施設内を走行する廃棄物等運搬車両のアイドリング・ストップの推奨に努める。

表 6.4-1(5) 環境保全に関する計画等に配慮した事項

計画の名称	計画の内容	配慮事項
「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針(平成 19 年6月)	○あらゆる工夫による緑の創出と保全 ・屋上・壁面、鉄道敷地・駐車場、その他あらゆる都市空間の緑化	・計画地内は樹木、芝、多年草等により緑化する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上、ベランダの緑化を行う。
「緑の東京 10 年プロジェクト」の施策化状況 2012(平成 24 年3月)	○あらゆる工夫による緑の創出と保全 ・あらゆる都市空間の緑化 ・緑の保全 ・緑の仕組みづくり	
緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～(平成 24 年5月)	○【まもる】～緑の保全強化～ ・緑の量の確保(既存の緑の保全) ・希少種・外来種対策の推進 ・水環境の保全・回復	・計画地内は樹木、芝、多年草等により緑化する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上、ベランダの緑化を行う。
東京都景観計画(平成 23 年4月、平成 30 年8月改定)	○美しく風格のある首都東京の再生 ・東京らしい景観の形成 ・景観法の活用による新しい取組 ・都市づくりと連携した景観施策の展開	・周辺建築物や街並み、主要な眺望点からの景観に配慮した形態・色彩等とする。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上、ベランダの緑化を行う。
こだいら 21 世紀構想－小平市第三次長期総合計画基本構想－(平成 18 年3月) 新中期的な施策の取組方針・実行プログラム(平成 30 年2月)	○5つの将来都市像 ・安全・安心で、いきいきとしたまち－地域・安全・生活・文化－ ・快適で、ほんわかとするまち－緑・水・環境－ ・健康ではつらつとしたまち－次世代育成・健康福祉・教育・生涯学習－ ・住みやすく、希望のあるまち－都市基盤・交通・産業－ ・健全で、進化するまち－地方自治・行財政－ ○地球環境を視野に入れる ・省エネルギー・創エネルギーの推進 ・ごみ減量のさらなる推進 ・資源循環のさらなる推進	・太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。 ・ごみの焼却により発生する熱は、ボイラ設備により回収し、発電に利用するとともに、場内及び近隣(こもれびの足湯)の余熱利用設備に供給する。 ・焼却残さの鉄類及び金属類は、再資源化し、主灰、飛灰はエコセメント化する。
小平市都市計画マスター プラン(平成 29 年3月)	○みどりの創出 ・公共施設は、敷地内の緑化、建築物の屋上緑化、壁面緑化に取り組む。	・計画地内は樹木、芝、多年草等により緑化する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上、ベランダの緑化を行う。

表 6.4-1(6) 環境保全に関する計画等に配慮した事項

計画の名称	計画の内容	配慮事項
小平市第二次環境基本計画(平成24年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ○低炭素社会の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーの推進 ・新エネルギーの導入促進 ・環境に配慮した自動車利用の促進 ○循環型社会の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の減量 ・廃棄物の適正な処理の推進 ○緑の保全・回復・創出 <ul style="list-style-type: none"> ・緑のネットワークの形成 ・公共施設の緑化 ○美しいまちの創造 <ul style="list-style-type: none"> ・景観の保全・形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。 ・ごみの焼却により発生する熱は、ボイラ設備により回収し、発電に利用するとともに、場内及び近隣(こもれびの足湯)の余熱利用設備に供給する。 ・焼却残さの鉄類及び金属類は、再資源化し、主灰、飛灰はエコセメント化する。 ・計画地内は樹木、芝、多年草等により緑化する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上、ベランダの緑化を行う。 ・周辺建築物や街並み、主要な眺望点からの景観に配慮した形態・色彩等とする。
小平市みどりの基本計画(平成22年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ○みどりを切れ目なくつなぐ <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の重点緑化 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地内は樹木、芝、多年草等により緑化する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上、ベランダの緑化を行う。
小平市一般廃棄物処理基本計画(平成30年3月改訂)	<ul style="list-style-type: none"> ○今後の廃棄物処理体制 <ul style="list-style-type: none"> ・中間処理段階における資源化の拡大など、最終処分量を削減する。 ・公共工事でのエコセメント製品の利用などを通じて、エコセメント事業の支援をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却残さの鉄類及び金属類は、再資源化し、主灰、飛灰はエコセメント化する。

6.5 事業計画の策定に至った経過

[背景]

現在の組合のごみ処理施設は、3号ごみ焼却施設が昭和50年（1974年）3月から、4・5号ごみ焼却施設が昭和61年（1985年）11月から稼働しており、計画的な施設の部分更新や維持補修を行っているが、施設の老朽化・旧式化は進行し続けている状況である。

一方、3市では、限られた地球資源の有効利用や、環境負荷の低減に貢献することを目的に、ごみの発生抑制及びごみの資源化に向けた施策を積極的に推進している。

このような中、組合では、平成26年（2014年）9月に、ごみ焼却施設の更新を視野に入れ、目指すべき将来の廃棄物処理事業について、その骨格を取りまとめるとともに3市地域の望ましい循環型社会の形成に向け、基本構想を策定した。

この基本構想に基づいて、ペットボトル及びその他プラスチック製容器包装を3市で共同処理する「資源物中間処理施設」は令和元年（2019年）4月から稼働し、粗大ごみ処理施設に代わる「（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設」については、整備事業を進めている。

[事業計画の策定]

ごみ焼却施設に関しては、平成27年（2015年）8月に、3市地域における廃棄物処理体制の維持のため、望ましい目指すべき施設整備のあり方及び実現に向けた3市への提案として、「今後の施設整備のあり方について」（以下「整備のあり方」という。）を報告書としてまとめ、ごみ焼却施設更新の課題、採用する処理システム、施設更新の方法、周辺環境対策などを示した。

組合では、平成28年度（2016年度）から、整備のあり方に基づいて、ごみ焼却施設の更新に係る「（仮称）新ごみ焼却施設整備基本計画」（以下「基本計画」という。）の検討に着手した。

基本計画は、更新するごみ焼却施設の施設規模、公害防止基準、熱利用計画、周辺環境対策及び地域防災への貢献策等の計画諸元並びに焼却方式、施設の設備計画、煙突高さ及び建築・土木等の施設計画に関する基本事項を定めるものである。

検討にあたっては、組合のごみ処理事業について、組合周辺地域の住民、組合及び3市の相互の意見交換及び連絡調整を行う「小平・村山・大和衛生組合のごみ処理事業に関する連絡協議会」の中で、検討状況について逐次報告し、意見等を頂いた。

あわせて、平成28年（2016年）12月より、組合周辺地域の住民、3市の市民及び学識経験者で組織する「新ごみ焼却施設の整備に係る懇談会」を設置し、意見交換を行い、平成29年（2017年）10月に、基本計画（案）としてとりまとめた。なお、当懇談会は、平成30年（2018年）2月まで、施設見学を含み計14回開催された。

基本計画（案）については、平成29年（2017年）11月にパブリックコメントを実施し、平成30年（2018年）2月に基本計画として策定した。